

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第42回理事会

平成11年10月

第 4 2 回臨時理事会次第

平成11年10月18日(月)
午後6時00分から9時まで
スクワール麴町(四ツ谷)5F寿

1. 定足数の報告

2. 開会・挨拶

(故)原理事長に関する①経過、②しのぶ会(仮称)の実施など

3. 議事録署名人選出

4. 議 題

第1号議案 理事の交代

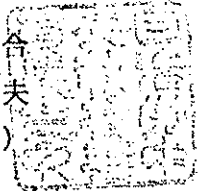
第2号議案 第49回運営審議会結果の理事会報告

5. 理事長選任に関する意見交換

1999年10月8日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長代行 副理事長 山口 達 男 殿

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 榎本庸夫
(企画総務局)



理事の交代について（通知）

みだしの件につきまして、当全日本自治団体労働組合（自治労）より推薦している貴財団の理事については、当方の人事異動等の事由により、下記のとおり交代させたいので、ご了承の上、所要の手続き方よろしくお願い申し上げます。

記

現理事の辞任 佐 藤 康 英 （辞任届を別添します）

新理事の推薦 自治労副委員長
福 山 真 劫 （略歴書を添付します）
フヤマ シンゴウ

以上

中華思想というのは王朝の支配思想として作用したことは間違いない。中国数千年のなかで培われた考え方で、そう簡単に変わるものではない。民族性あるいは国民性である。中国人を中国人たらしめる。これを受け入れない異民族からはいらだちや反発を招く。中国人の独善的な考えとみる。といっても、この中華思想は、中国人にはあくまでも「徳治」なのである。儒教精神に基づく「徳政」の具体化である。

日本人に身近なできごとをあげる。半世紀前の戦後処理で、蒋介石は「徳を以て怨に報いる」と語って、中国に侵略した日本軍の解体と徳義を懇請して見つけ続けた。また、日本人の多くの残留孤児を引き受けた中国民衆にもこうした「徳政」の意識があったはずである。徳を施す考えが自然な行動規範でなければ、とても考えられない。それに、孟子の「惻隱の心は仁の端」の言葉は中国人に深く浸透している。

毛沢東も中国の儒教体制を無視できなかった。「新民主主義論」で「われわれは自分の歴史を尊重しなければならぬ。決して歴史を切斷して考えてはいけぬ」といっている。日本軍と戦っていた一九四〇年の著作である。民衆の発動を頭に置いた分析であることはたしかであるが、数千年来、民衆の魂である儒教による歴史観を変える無謀ができるはずもない。

司馬遼太郎氏がいう「書物で知る限り」の日本人の儒教観からは想像できない中国人の原理である。西洋人の方が、儒教と規範について理解が早い。キリスト教が規範になっている

るからである。

中国では民衆も歴史を教訓としてみつめる習慣をもっている。知識としてみるだけではない。歴史の出来事を通して個人と社会のつながり、人と人との関係を見つめ、歴史への責任を学ぶ。現実にとり役立つか、歴史を見る眼は現実的である。「歴史的に見れば……」、このいい方は固苦しいものではない。教訓めいた話をするときばかりでなく、日常の話のなかで割合ふつうに使われる。もちろん、指導書や形式ばった文章には常套句に近い。日本人が「歴史的には」というとき、多くは沿革であったり由来の説明であったり、知識の世界には限定されている。

歴史とは儒教の教義の具体化である。儒教に導かれた歴史書は、歴史に学んだ数々の語録やことわざを生んできた。生きる智慧のバイブルとしてふんだんに使ってきた。

中国人はこれからも「歴史的に見れば」と語りつづけることは確かである。自分たちの教訓を学び取った成果として

日本人を「永遠の罪人」にしたいくない冒頭の水谷氏の思いが貴重であるだけに、中国人と思いを交わせる日本人の裏りがもつとあってほしい。それには中国人の考え方の見えない部分に眼を向けてほしいのである。



写真1

戦場の盾にされた「慰安婦」たち

ビルマ・雲南最前線で
日本軍玉砕の道連れに

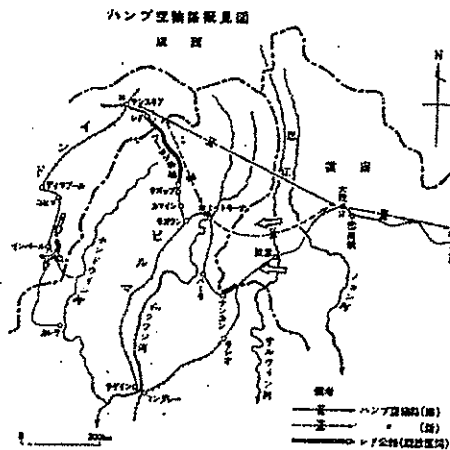
浅野豊美

◆「慰安婦」の強制性をめぐって

戦場という極限状況の中においてこそ、慰安婦制度に潜在した性格は最もよく示されるのではないだろうか。本論ではこうした前提に立って、インパール作戦後に展開された北ビルマと雲南での戦いに際し、慰安婦が置かれていた状況を、歴史学的手法により明らかにすることとしたい。

「大東亜」地域における日本軍の占領行

政が比較的平穩に行われていた時期には、中国戦線のみならず東南アジアや太平洋諸島の各地でも慰安所が建設されていたが、その一部は連合軍の各地への侵攻によって最前線地帯と化していった。民間人であるはずの慰安婦が、その際にかなる扱いを受けたのかを戦場の文脈に即して分析することは、その「民間人」という言葉が、最前線における軍隊組織の中でいかなる意味を有していたのかを明らかにする作業となろう。



主な新資料となるのは、アジア女性基金の委託を受けて発掘したアメリカ公文書館の資料、台湾の中華民国国防部資料である(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)。慰安婦問題に関する近年の研究動向では、徴募時の強制性は依然問うべき課題であるとしても、慰安所そのものの運営の中に、廃棄・拒否・外出の自由がなかった点で、既に十分な強制性があったとする指摘が行われている(㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)。軍隊組織との関係の中で慰安婦制度をとらえる

あさの・とよみ 早稲田大学アジア太平洋研究センター助手。一九六四年生まれ。東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得退学。ハーバード大学ライオンズ研究所フェロー、日台交流センター嘱託を経て現職。論文に「近代日本植民地台湾における条約改正」「盛衰に消えた「独立」(満州国)」「日本帝国最後の再編」など、訳書にマーク・ピルティ「植民地」がある。

試みをしようとする近年の研究では、日本軍の衛生管理・物資輸送・渡航証明に関する資料や連合軍側の捕虜尋問記録等の発掘により、兵士百人に対して女性一人というような比率や、各地の駐屯軍で一日に必要なとされる避妊具数が明らかにされ、それに基づいた統計的な分析などが試みられようとしている(②三八三九頁)。本論では、こうした統計的研究手法の参考として、移動する前線の兵士の数と慰安婦の比率にも注目している(詳細な報告に関しては、アジア女性基金による「慰安婦」問題調査報告・一九九九年(②)を「覧」いただきたい)。

◆戦場での平時における「慰安婦」たち

北ビルマと雲南の占領は、一九四二年

(②三〇三—二〇九頁)。

しかし、最初の証言である経済的条件は、ビルマ族のミチナ地区行政副長官ウキンナウン(U KIN NAUNG)の一九四四年五月の証言(②)によれば、当時既に困難な状況にミチナ全体が陥っており、周囲の一般的な状況とは距離がある。占領第一年目は、確かにイギリスの軍や民間人から徴発した物資により、シャツや下着類が安いレートで売られていたり衣服や食糧の供給も豊富であった(②一七九—一八〇頁)が、戦争第二年目以後、戦争が長期化するにつれ日用品は底をついていた。また連合軍の爆撃や、軍需大量発行によるインフレ、水牛の徴発、日用品の供給途絶なども、経済の混乱状態に拍車をかけていた(②八二頁)。こうした周囲の環境は、慰安婦の証言をそのままに受け取ってはならないことを示しているといえよう。

また、都会への買い物や、運動会の開催などに見られるような自由行動に関しても、ミチナがどのような場所であるかを考える必要があろう。鉄道とイラワジ

の春から夏にかけて行われたが、それから、インパール作戦の開始される一九四四年初頭までの約二年間は、地上での大規模な戦闘が一時的に停止し、平穏な状況が訪れた時期である。朝鮮からの慰安婦達は、一九四二年の八月二〇日にラングーンに上陸した七〇三人をはじめとして、二〇人から三〇人で一つの慰安所に所属し、それらは、くじ引きによってビルマ各地に駐留する部隊の所属となった。

ビルマ北端の日本軍基地となったミチナには、第一八師団(第兵団)第一四連隊を中心に守備隊が編成された。連隊の総兵力は、通常、約三千人強であるが、第一一四連隊はミチナを拠点としてその周辺の都市に兵力を分散していた。ミチナの慰安婦は、「キョウエイ」という名の慰安所に朝鮮人女性が二二名、「キンスイ」に朝鮮人女性が二〇名、「モヤ」に中国人女性が二名、合計で六三名いた(②四五九頁)。慰安所の規模がほぼ同じで、しかももう一軒あったという慰安所が統合されてあることなどから

川によって、ミチナからの脱出は不可能であり、ビルマ最北の孤立した街である。さらに、地理的のみならず、情報においても隔離した町である。一九四三年六月には、債務から解放された慰安婦に交通の便宜を図る等、帰国の手配が第一五軍司令部からされたといわれるが(②四六〇頁)、家族に前貸しされた代金と利子を払い終えた慰安婦が帰国を希望したもの、他愛もなく説得されて残留することになったという。

また、ミチナの東方、中国の雲南省へと抜けるビルマルートの拠点の拉孟は、一九四二年の六月に占領され、第五六師団(龍兵団)の第一一三連隊本部が置かれ、特にその中の第二大隊(大隊は約千名から構成)が守備していた。占領当初、「師団から電話で、慰安婦は要らぬかと云う」話のちかけがあった際には、「こちらはそんな状況ではない」と連隊本部の将校が「独断」で拒否したというし(②三二一頁)、松井連隊長も、「拉孟は最前線であり、敵に長射程砲があれば、弾着距離内にあり、かつ陣地外

考えて、第一八師団がミチナに集結し、フーコン作戦に出かけていった折、第一八師団を主に構成する三つの連隊(一一四、五五、五六連隊)とその他の附属部隊が各慰安所をもち、それが、当時は比較的安全だったミチナに置き去りにされたとも考えられる。フーコン作戦は、攻撃作戦だったこともあり、慰安婦は帯同されなかったであろう。一つの歩兵連隊の兵士の数が、およそ三千人強であるから、そこに二〇人から三〇人の慰安婦からなる慰安所があったことになり、兵士百人に一人という通説とはほぼ一致する。

彼女達の尋問記録には、「ビルマ生活二年目」の「他の場所と比べれば贅沢ともいえる」「暮らしぶり」が語られている。「食料・物資の配給量は多くなかったが、ほしい物品を購入するお金はたっぷりもらっていた」点、「将兵と一緒にスポーツ行事に参加して楽しく過ごした」、また、ピクニック、演奏会、夕食会に出席した点、「都会では買い物に出かけることが許され」ていた点が注目される

には置く所がないので、最初は置かない方針をとった。つまり、拉孟の日本軍は戦闘陣地に生活していたため、宿泊施設さえなく、とても慰安所をおける状態ではなかった。実際に、寺内寿一南方総軍司令官や牟田口第一五軍司令官が拉孟を視察した際には、南方の龍陵に宿泊し、拉孟へは日帰りしている。拉孟で一泊したのは、戦闘開始以前の第五六師団渡邊正夫師団長のみである(②一七九—一八〇頁)。

しかし、松井連隊長によれば、上部の機関から、「是非置く様に要望され、致し方なく場所を選び」開設したともいうし、「血気盛りの将兵はどうしてもさみ易くなる」ため、「気分をなごやかにし、肉体的にも慰めてやる」必要があるとの判断があったともいう(②一八四—一八六頁)。この決定により、山を切りぬいて作られた主用な壕の間を縫うようにして、「拉孟で最も立派な建物」である慰安所が作られたという。しかし、こうした最前線の陣地や壕の間に建てられた「慰安所」は、果たして「慰安」の施設

といえるのかさへ疑わしい。それは、ともかくとして、一九四二年の暮になって、朝鮮人の慰安婦一〇名が「軍の世話で到着」し、さらに翌年の夏には内地人と朝鮮人合わせて一〇名が派遣された。最初の朝鮮人一〇名は、翌年に龍陵の慰安婦と交代したが、交代するに際して、その一人の「ヨシ子」は拉孟で出産した子供を連れており、軍医によって「猛進」と命名された(⑨一九四頁)。

騰越の守備についていたのは、拉孟と同じ第五六師団の中の第一四八連隊であるが、そこに慰安婦がいかなる経緯で派遣されたのかは、残念ながら管見の限り資料がみつからない。拉孟の連隊長が他の都市の守備に転用され生き残ったのに対して、騰越では守備隊長であった水上歩兵団長は、ミチナへの救援を命じられた後、ミチナで自決し、また、騰越で後任を務めた一四八連隊の蔵重連隊長も玉碎しているためであろう。

◆戦場にとり残された「慰安婦」たち

——ミチナ戦——

「……だったらわたし兵隊とは違う、ほらなんとかいよう……」民間人だということ？「そうそうそれよ……。それだったら、こんな危ないところにおられないで、安全な場所へ帰してもらえないのかしら？」(略)「そうよ、帰してもらおう！こんな弾の飛び交う最前線に、女の私たちがどうしておらなければならんのさ」民間人であるにもかかわらず、慰安婦達が「日本軍の組織の中にはめ込まれ」、「勝手な行動」を許されない状況がありありと示されていると言えよう。以下に私が示していく写真は、こうした状況が実際に存在したことを、更に明確にしていこうとしよう。

本論の趣旨からは少し外れるが、脱出に際し、陸軍看護婦のなかで、最後まで戦地に留まるように命令された朝鮮人看護婦キム(日本名・宮本キクエ)がいた。彼女は、日本人看護婦が脱出したあとも最前線に留められたのである。そして、ミチナ陥落後八月三日に捕虜となった。彼女は、慰安婦と誤認されてタイトル部分の写真に撮影されているが、実

ミチナでの本格的な地上戦は、ミチナ周辺飛行場への空からの猛爆撃が行われた翌日、一九四四年五月一七日からのゲライダーによる連合軍の侵攻によって開始された。しかし、戦闘開始当初は、一八師団が、インパール作戦と並行して開始されたフーコン作戦で苦戦を強いられ、ことから、ミチナ守備隊の中心的兵力であった一一四連隊のほとんどの兵力は、フーコン方面に三月下旬から転用されていた。この時点では三〇〇名とさえいわれる極少数の守備隊が守るのみとなっていたといわれる。ミチナの攻防戦が始まってから、兵力は補充され、二千人ほどとなるが、七月末から八月三日までの脱出の時点で、守備兵力は、一二〇〇名であった。ちなみに、無事対岸に脱出したのは、八〇〇名で、一八七名が連合軍の捕虜になった(⑩二七頁)。その他にも、相当数の陸軍看護婦がいたと考えられるが、その数は不明である。

日本人看護婦を主体とすると考えられる「婦女子六十名」は、戦闘開始直後の五月末に筏でイラワジ川に流したが(⑪

五一・五三頁)、その際に慰安婦は脱出の対象とはされていない。このことから、看護婦を脱出させておきながら、看護婦がいなくなったために不足した業務を、慰安婦達を「臨時看護婦」として働かせることで補ったとも考えられる(⑫三〇頁)。実際に、朝鮮人の看護婦であったキム(宮本キクエ)は、「日本人の看護婦達は、安全のため後方に送られたというのに、軍医達はわたしに最後までここに踏みとどまって兵士と一緒に死ぬと命令しました。」と述べている(⑬七七頁)。しかし、脱出に使われた後のほとんどは敵に発見され、乗組員は射殺された。慰安婦達は、初期に脱出を命じられなかったからこそ、捕虜となって生き延びることとなる。

民間人であるはずの慰安婦が、戦闘開始直後のまだ比較的安全な時期の脱出組から除外され、最前線の戦闘に取り残されていったのだ。こうした状況は、慰安婦の体験談に基づいて執筆された小説でも、以下のような会話によって描かれている(⑭四四―四六頁)。

際は、慰安婦ではない(⑯七五頁以下)。その根拠となるのは、キムがミチナ市内で捕虜となったのが写真から八月三日であり、かつ同日に捕虜となった看護婦の専門記録が長文で一つだけ発見される点、七月三十一日には六三名の慰安婦全員が対岸に脱出し(⑰四四九頁)、六三名中二〇名の朝鮮人慰安婦が翌八月一日に捕虜となっていたことから、八月三日には慰安婦がミチナ市内で捕虜となることにはあり得ない点、それから考えて上記の写真でヘルメットをかぶって写っているカール・ヨネダという日系アメリカ人の回想録(⑱九七・九八・一〇九頁)には恣意的な誤りがあると考えられる点である。二〇名の慰安婦に正式な専門を行つたウォン・ロイ・チャンの回想録(⑲九二・九三頁)もこれを支持しているし、キムの専門記録には、正規の看護婦でしか語られない内容が示されている。

◆軍の陣地の中の慰安所

——拉孟——

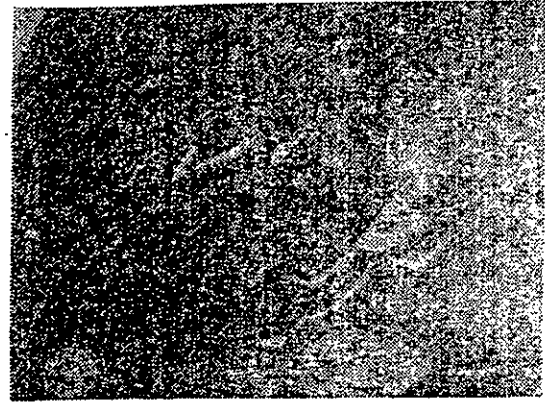
拉孟でも、ミチナとほぼ同時期の一九

四四年五月一日から、本格的な戦闘が開始され、四カ月後の九月八日に市内郊外の最終陣地が玉碎する。拉孟の守備隊は最終的には約九〇〇名(⑳八四頁)で、慰安婦は二四人が玉碎に至るまで、陣地に留め置かれた。その中の、一四人は「砲撃によって殺害」されるが、実際は、毒殺の命令が下されたとも(㉑四〇五頁)、壕に入られられ日本軍から手榴弾を投げ入れられたとも言われるが、真相は不明である。(㉒一三六頁)。

ただ、玉碎の直前まで慰安婦は全員生存していたのに対し(㉓三二頁)、中国軍の九月六日の記録中には、拉孟近郊の松山陣地の「黄家水井」に日本軍の死体が一〇六体、遺棄されており、その中に中佐の死体一体、「女屍」六体があったことが想起される(㉔三〇七頁)。

一方で玉碎の五日前に、運良く中国軍に収容された慰安婦もいる。それが、以下の写真Ⅱの女性たちである。

撮影日時は、一九四四年九月三日である。米軍が付した写真のキャプションには、「ビルマロード上の松山という地点



写真Ⅰ

の村で、中国第八軍の兵士によって捕虜にされた四人の日本女性(⑥六三頁)と記されている。ビルマにいた米軍兵士の「で読まれていた「ラウンドアップ」という新聞に掲載された、同年十一月の「日本の慰安婦」(原文: JAP COMFORT CRIS)という記事によると(⑥)、松山で捕虜となった慰安婦は、朝鮮人四人、日本人一人で、前者は写真に出てく

る慰安婦四人と一致する。また、この執筆記者の通訳を務めたのは、「満州から脱出してきた日本語を話す中国人学生」で、恐らく写真の左端に笑顔で写っている青年がそれだと考えられる。また慰安婦が合計で五人という数字は、中国側でビルマ遠征軍司令官から蒋介石に送られた同年九月七日の記録(⑤五〇五頁)に、「敵婦五名」を「俘虜」にしたとあることから裏付けられる。

写真から、「ヨシ子」以外にもう一人妊娠した慰安婦のいたことがわかる。また、彼女達の汚れた着衣は、船がシンガポールに寄港した際に買った綿製の洋服であったという。これは、日本側の元伍長の回想の中で、玉碎直前に慰安婦がワンピースを着ていたと証言しているの一致する(③三三頁)。七月中旬に第一貯水槽が破壊され、水道施設の機能が停止し、夜間に水袋を背負って川まで降りて給水続ける以外になかった状況がしのばれる(③二七頁)。

どのように管理され、いかなる生活を送っていたのであろうか。米軍の新聞記

事によれば、松山には全部で二四人の女性がいいて、「慰安」以外にも兵士の衣服の洗濯や料理、洞窟の清掃などの義務があったという。しかし給料は全く支給されず、故郷からの便りも届かなかった。

記事は、怪我をした父親の治療費に当てべく、少女たちが前借金契約をしたと伝えているが、精神的な支えである肉親からの手紙も届けられず、拉孟では給料という現実の報酬もなく、「慰安」と兵士の身の回りの世話に追われていたのである。特に料理で煙を出すと迫撃砲の集中砲火を浴びるため、夜間に、横穴の洞くつの中で軍用毛布を何重にもはりめぐらして炊事をしたという(④九七頁)。

最前線の防衛陣地の中に慰安所を置くのは不自然であると、当時既に意識されていたことは、金光守備隊長が戦闘開始以前に、「彼女達を安全な場所へ、移送させようと、いくらか考えた」という点から明らかである。金光守備隊長は、「隊長としての責任から」「彼女達を戦闘の巻きぞえに」させないため、「戦況の推移を見て、警備兵をつけて脱出させて

やろうと、考えているうちに、その機会を逸してしまった」という(③二九頁)。また、五六師団の同期会の半ば公式の戦史においては、「彼我戦力対照表」のなかで、「総兵力二八〇名(他に在住邦人約二十名あり)」とある。「慰安婦」という言葉を使わず、当事者のみに了解されるような「在住邦人」という表現が用いられているのである(③一〇四頁)。しかし、「慰安婦」を「在住邦人」と呼びながら、「在住」していた場所は、陣地内の壕の中であった。こうした形で最前線の戦場に留められた慰安婦達

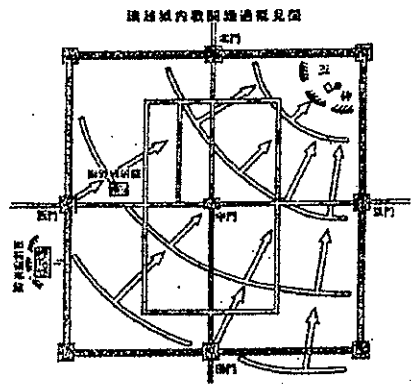
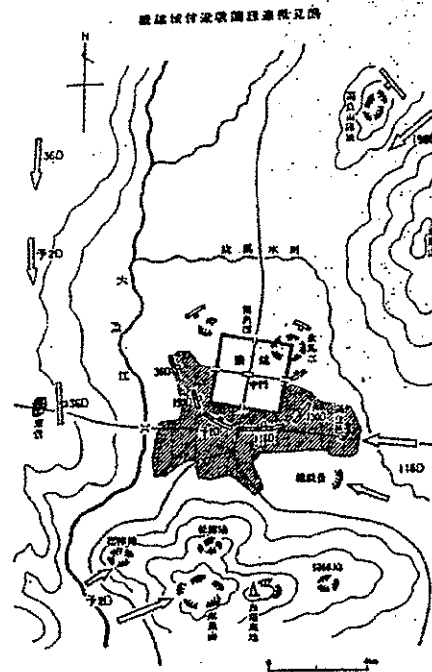
は、よく働いたともいわれてはいるが、「全滅の一日か二日前」には、吉武伍長に対して「大声で泣きつ」き、「どこでもいい、この場から一緒に連れて逃げてエ」と叫んだという(③三二頁)。しかし、一緒に連れて逃げたという体験記、もしくはうわささえも、管見の限り発見することはできなかった。

◆玉碎の道連れにされた「慰安婦」たち

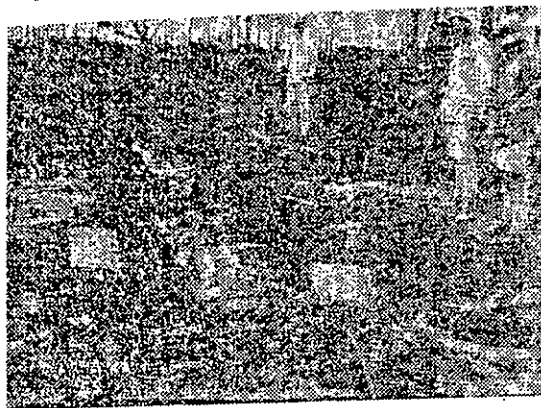
—— 騰越城戦 ——

騰越(中国名「騰衝」)は、明代に築かれた中国の城壁都市である。援將ルート

として最初に作られたラングトンから昆明に抜けるビルマルートの北方、騰越平野の中央に位置しており、人口が四万人で怒江地区の「政戦路上の要衝」(③二八九頁)であった。城壁はほぼ正方形で、一辺が約一キロで、城壁の高さは約五メートル、外側は石、内側は積土によって構築されていた。ミチナへの援軍に水上少将が一個大隊を率いて出動し、さらに雲南での決戦場が南方の龍陵に決まったことにより、守備兵力は抽出される一方であった。最終的に龍陵に突入した守備兵力は、第一四八連隊を中心とす



277 — 戦場の盾にされた「慰安婦」たち



写真V

わけて合成したもので、中華民国第一九八師団第五九二団の当時の団長陶達綱によって保存され、著書(⑤)に掲載されている。写真の中には、少なくとも一〇人の女性が写っており、背後には中央やや左に「文民」という貼り紙がしてあるのが分かる。このことから、民間人収容者(Civilian Internee)を直訳したのが「文民」で、そうした「文民」である

民間人収容施設に彼女達が他の捕虜から別に収容されていたことが分かる。陶達綱の著書では、日本語交じりの台湾語ではなく「營妓」が三人おり、彼女たちと面会しても言葉が通じなかったことが述べられている。台湾で出版された中華民国の記録中にも、騰越城の九月一四日の戦闘報告中に、「軍官三員、士兵五十二名、營妓十八名」(⑤五〇七—五〇八頁)を捕虜にしたと記載されているが、写真に付けられていた日付とキャプションの内容、「台湾人三人、朝鮮人二人、残り日本人、合計一八名の營妓」とびつたり一致している。しかし、これは中国軍の収容施設で慰安婦の面倒を見ていた早見上等兵が「騰越組」の慰安婦二十名は全て「朝鮮出身者」であったとする証言(⑤三四九頁)とくいて違っている。

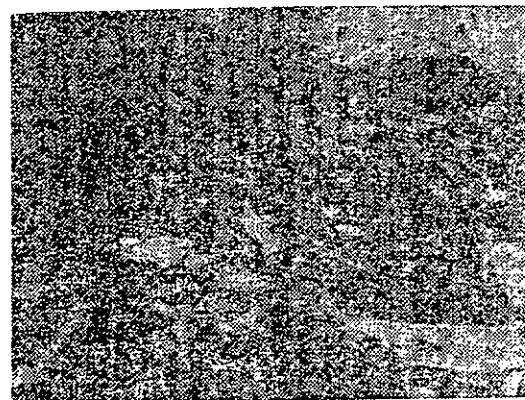
いずれにせよ、騰越城の玉砕をはさんで撮影された慰安婦の死と生とを示す二枚の写真は、玉砕の最後の瞬間まで、民間人であるはずの慰安婦が行動を共にしていることを鮮明にしている。しかし、なぜ、そんな最終段階まで慰安婦を最前

線に留めたのであろうか。当時雲南方面の防衛にあたっていた五六師団では、敵の侵攻近しとの認識の上で訓練が行われていたし、更に反攻開始の日付と場所さえ、暗号電報の解読によって反攻五日前に察知していた(⑤八〇—八七頁)。十分な時間はあったはずである。また、迎撃作戦全般においても、絶対優勢の敵を怒江上流から下流にわたる広正面で迎撃するために、敵を怒江沿岸から内陸部に引き込んで戦う「内線作戦」を予定し、龍城のための築城を進めていた。

こうした防衛作戦をとる以上、もし慰安婦が民間人であるというのなら、当然いち早く後方へ避難させるべきであったことは明らかである。慰安婦達をそのまま留め置いたということ自体に、もし慰安婦が民間人であるという形式に則ったとしても、重大な軍の責任が問われるであろう。公娼制度の論理に従って、民間の業者もしくは慰安婦が自由意志で危険なところにリスクを犯してやってきたというこども、形式上は唱える余地があるが、その論理に従ったとしても、民間人

る二〇二五名である。五月から開始され、戦場は、龍城戦から市街戦となり、九月一四日に玉砕する。その際に、少なくとも一八名の慰安婦が捕虜となり、また相当数の慰安婦が、死亡したことも確認される。

まず、騰越城の周囲の山々に築かれた砲台陣地が一九四四年六月下旬から攻撃され、次に七月四日からは騰越城の中央



写真Ⅲ



写真Ⅳ

門に対する砲撃と航空機による爆撃が開始された。以下の上側(②)が騰越付近の戦闘経過概要図、下側(③)が騰越城内市街戦の展開図である。

最前線での戦闘に巻き込まれ、相当数の慰安婦が犠牲になった時の状況について、以下の二枚の写真を対比させることから考察をはじめたい。

まず、写真Ⅲであるが、看護婦の制服を着ていない女性の死体が確認される。これは、騰越城内部の北東角にあった日本軍守備隊の最終陣地が玉砕した付近の城内の写真である。このなかで、中央部やや左に、横臥している二体の遺体は、爆風もしくは火炎放射器の火炎によって、衣服がめくれ上がり胸部が露出しており、明らかに女性のものであることが分かるし、写真のキャプションからも確認される。

死と隣り合わせるかのように、今度は全く逆に、同じ玉砕の当日、中国軍の捕虜となって救出された慰安婦達を撮影したのが、写真Ⅳである。これは、元々二枚撮影されていたものを、筆者が貼り合

への必要情報の提供、保護避難の確保の点で、十分な危険性を故意に隠蔽したまま、危険な前線に慰安婦達を留め置いたことの責任は免れない。

まして、慰安婦達は実質的には、軍の管理の下に置かれていた。その責任は、さらに重大であるといえるであろう。軍の管理下にあつて慰安婦が情報や移動の自由の点でいかに脆弱な立場にあつたかを示しているのが、次の写真Vである。

この写真の撮影地点は騰越であると記入されているが、一見して城壁内部ではないことは明らかである。写真の中の、本立の様子、遠くに見える山の稜線、画面全体の雰囲気から考えると、ここは、騰越城南にそびえる来鳳山の周辺において日本軍が砲台陣地を構築した、桜、梅の陣地か、もしくは城壁の東北角の外周付近にあつた林と考えられる。

いずれにせよ、中国軍兵士が鼻を覆っていることから考えると、死体の腐乱は相当に激しく進んでいるようである。死体の上に沢山の点のようなものが写っているのは、ハエであろう。手前の中国軍

兵士はトビ口をもっており、これで引かけて遺体を集めてきたとも考えられるが、日本軍が玉砕する前にそこに遺棄したもののとも考えることができるし、地下壕に爆弾が落ちて生き埋めになったというのの可能性としては考えられる。しかし、バラバラになった遺体が露出していることや、写真のキャプションの中で、「不審に思つて立ちすくむ中国兵士」とあること、またハエが一面に密集している状態を考えると、日本軍が立ち去った時から、そのままそこに遺棄されていたと考えるのが自然である。

米軍の写真部隊が付けたキャプションには、撮影の日付は玉砕翌日の、九月十五日で「埋葬を行おうとする中国兵が、騰越で殺された女性を前に不審に思つてたずんでいる所」、「大部分の女性は日本軍基地にいた朝鮮の女性達である」という説明が付けられている。

この写真が来鳳山のものとすれば、来鳳山への攻撃の開始は六月二十七日で、戦闘の激化した総攻撃は七月下旬に行われている。最後の総攻撃の際、城壁との連

絡を絶たれそうになったので、守備隊は二七日夕方に脱出し、以後その来鳳山陣地は放棄されたという。よつて写真の遺体は、来鳳山陣地脱出の際に遺棄され、一カ月半あまり放置された後、騰越城が最終的に陥落してから撮影されたものということになる(②)。しかし、北東角の城壁を守るために、城外に設けられていた日本軍陣地という可能性もある。

実際に、騰越玉砕の深夜に、城壁外側の陣地にいた吉野上等兵の手記には、城壁の手前が写真と同じような林になっていたと証言されており、さらに城壁に空いた破窓孔から兵士に続いて脱出してきた慰安婦の一面、おおよそ、二、三十名と遭遇した際の出来事が詳細に綴られている。それによると、遭遇直後に付近に迫撃砲が落ちたため、所属した中隊の隊長と兵三人が即死し、その死骸を埋葬中、「慰安婦達は林の角で怯えていた」という。そのうち、その中の「年配女」は、城内にはもう日本兵はいないのだから、どうか、同行させて欲しいと唇を震わせながら、「すがつて」きた。その時

◆最前線での「慰安婦」と兵士たち

数発の迫撃砲弾がまた炸裂、彼女達とはぐれてしまったという。吉野上等兵はやがて捕虜となり、同じ慰安婦と収容所で再会したというが、もしかすると、最後に迫撃砲が炸裂した際に、その中の何人かはそこで犠牲になり、それが写真中の死亡した慰安婦であるのかもしれない。

(②七二一七四)。

以上の写真が伝えているのは、十分な危険が自覚されている最前線の戦場に慰安婦達を伴い、かつ、戦闘が実際に開始されれば、軍に都合の良い点では、基地内の義務を負わせ、玉砕や脱出の不利な状況下では、見捨てられていくという事実である。勝つてという一方的な甘い見通しの上に、慰安婦を帯同したのであるうか。しかし、玉砕を覚悟した撤退を許されない作戦を展開していた以上、そう

した願望にすがつて行動することは許されなかったはずである。情報も与えられず最前線に留め置かれる慰安婦達の立場は圧倒的に脆弱であり、慰安婦達の自由意志という形の論理では、最前線に留め置かれた慰安婦達の存在を説明できないことが明らかである。最前線の、しかも、その中でも特に危険な陣地に留め置かれる慰安婦は、文字どおりの「奴隷」的な状態に限りなく近いという印象をぬくことができない。

そもそも、慰安婦制度の元となった公娼制度は、前借金をした女性が、その返済を売春によって返済するという契約を業者との間で対等に自らの意志で交わしたものである。娼妓を位置付け、前借金はあつても身体に対する強制性を伴わない業者の売春斡旋は婦女売買とは認めないとする見解から、日本政府が公認していたものであつた(③九三一一〇頁)。その延長線上に慰安婦制度は形成されたが(④二一・一三・一六頁)、それは単なる延長ではないことが明らかであろう。北ビルマ・雲南の最前線における慰安

婦制度の動態的な分析は、危険な戦場に十分な情報も与えられず、しかも、現地の指揮官の恣意的な判断によって彼女達が留め置かれ軍の中に組み込まれていたことを示している。これは、中国戦線にあつた日本軍の慰安所規定中に、部隊毎に下士官が引率して慰安所へ行くことを定めたものがあることと同様に(⑤二六頁)、慰安所が戦争遂行を至上目的とした、兵士の精神的肉体的再調整のための装置の一部であつたが故である。最前線における軍隊組織中には、自由意志というものは原理的に存在しない。それ故にこそ、公娼制度がはらんでいた偽善が白日の下にさらけ出されていくのである。

また、最前線においては、そこがより危険であればあるほど、逆に、慰安婦はあたかも、死への、もしくは死を覚悟した戦闘に伴う犠牲として、現地に留め置かれることを黙認されていたとさえ、言えるのかもしれない。実際に、玉砕が近づくと、食料品や嗜好品は、十分に供給され、あたかも死に対するせめてもの手向けのような行爲が行われていたという

【シンポジウム開催のお知らせ】

民主主義の危機

主催＝岩波書店『世界』編集部

1999年、日本の民主主義は大きな曲がり角を迎えています。

日米ガイドライン関連法、盗聴法、国民総背番号制、国旗・国歌法——戦後日本の基盤であった民主主義、平和主義、基本的人権を脅かす関連法案が、次々と国会を通過しました。そして改憲を念頭においた衆参両議院の憲法調査会が、来年から発足します。

いま何が進行しているのでしょうか。私たちはいま、何をすべきなのでしょう。

シンポジウムへの多くの方の参加をお待ちします。

*

- 日時＝11月13日(土) 13時30分(開場13時)～18時
 ●会場＝全電通ホール(千代田区神田駿河台3-6、下記地図参照)
 ●参加費＝1000円(税込、資料代込)(当日会場でお支払いください)

シンポジウム内容(予定)

発言：三木睦子(三木元首相夫人) 鎌田 慧(ルポライター)
 坂本義和(東京大学名誉教授)

〈シンポジウム1〉自公政権と民主主義の危機

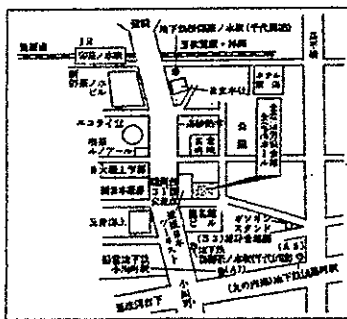
石川真澄(新潟国際情報大学教授) 金子 勝(法政大学教授)
 前田哲男(東京国際大学教授) 山口二郎(北海道大学教授)

〈シンポジウム2〉グローバリズムと新しい「国家主義」

鶴 銅 哲(一ツ橋大学教授) 菱 尚 中(東京大学教授)
 高橋哲哉(東京大学教授)
 テッサ・モーリス・スズキ(オーストラリア国立大学教授)

*参加ご希望の方は、バガキに住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、〒101-8002千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店『世界』シンポジウム係宛お申し込み下さい。申し込みの締め切りは10月25日(当日消印有効)です。会場定員は400人のため、申し込みが定員を超えた場合には、抽選のうえ、参加券をお送りいたします。

※あなたのご意見をお寄せください。
 シンポジウムは両週も人数も限られ、遠方からの参加が難しいなど、多くの限界があります。そこで『世界』では、事前にご意見・アピールを募集し、できるだけ多くの方の声をシンポジウム当日の資料として配付し、また、シンポジウムの内容にも反映させたいと考えています。いずれも300字以内で、①自公政権をどう考えるか ②ガイドライン関連法、盗聴法や国民・国歌法などに對して、自分は何ができるかという一について11月6日まで、手紙・バガキ(〒101-8002岩波書店『世界』宛)、ファクス(03-5210-4144)、Eメール(sekai@wanamii.co.jp)で。



④(一〇頁)。最前線の戦場に漂う死臭のように非人間的な空間が、そこから覗いているようである。

本論は、北ビルマ・雲南の事例に過ぎない。最前線の戦場を歴史的に再構成し慰安婦の軍隊組織中における処遇を明らかにする作業は、戦史をはじめとする歴史研究者と慰安婦問題に係る専門家とが協力し合いつつ進めるべき課題として、依然眼前に横たわっている。

〈文献一覽〉

- ①吉見義明「『従軍慰安婦』問題——研究の到達点と課題」、『歴史評論』一九九八年四月。
 ②波多野澄雄「防衛庁防衛研究所蔵『衛生・医事関係資料』の調査概要」、『アジア女性基金』、『慰安婦』関係資料委員会編『慰安婦』問題調査報告・一九九九年『アジア女性基金』一九九九年二月。
 ③和田春樹「政府発表文書に見る『慰安所』と『慰安婦』」同上。
 ④堀川俊一「軍医のビルマ日記」、『日本評論社』一九九四年。
 ⑤東南アジア翻訳専門センター「心理戦争調査報告第二号」一九九四年十一月三〇日、吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大月書店、一九九二年。
 ⑥アメリカ戦時情報局心理作戦班「日本人捕虜尋問報告第四九号」一九四四年一〇月一日、吉見前掲書。⑦(財)

女性のためのアジア平和市民基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成②』、龍溪書舎、一九九八年。⑧RG226 OSS EISA BOX 101 Interrogation of U KIN NANGUNG and TAN LEO 米田国立公文書館。⑨文玉珠語り・森川万智子解説『ビルマ戦線捕虜の「慰安婦」だった私』、梨の本舎、一九九六年。⑩防衛庁防衛研究所蔵『戦史叢書』、『イラワジ会戦—ビルマ防衛の破綻—』(以下六九年。⑪中山堅恵「脱出の河」、『ビルマ戦線』文芸誌群集発行、一九九一年五月。⑫浅野豊美「雲南・ビルマ最前線における慰安婦達—死者は語る」前掲『慰安婦問題報告書』。⑬カール・ヨネタ「アメリカ情報兵士の日記」、『M.C.出版』一九八九年。⑭Wan-Joy Chan, Burma The Unheld Story, Prebido Press, 1986。⑮西野実子「日本軍『慰安婦』を追って」、『マスコミ情報センタ』一九九五年、一三六頁。⑯陸軍一級上將黄杰「嘆息作戦日記」、『國防部史政局』一九八二年(在臺灣中華民國國防部史政局所蔵)。⑰RG338 Records of Allied and US Army commands, CBI Theater of Operation RG 338 - 290 - D - 5 - 3 Public relation Section Box No.791-792: Roundup 米田国立公文書館。⑱「中華民國重要史料初編—對日抗戰時期第二編 作戰經過」中國國民黨中

央委員會党史委員會、一九八一年。⑲陶達綱『嘆息抗日血戰写真(民國三三年—三四年)』、中華民國國防部史政編譯局、一九八八年。⑳小野沢あかね「『國際的婦女売買』論争(一九三一年)の衝撃—日本政府の公娼制度模倣論破綻の國際的契機—」、『津田塾大学』、『國際關係研究』NO.24、一九九七年。㉑興隆會編集委員會『あゝ泰緬公路』、『ビルマ従軍』興隆會、一九八三年。㉒松井秀治『ビルマ従軍波瀾』、『異域の鬼—拉孟全滅への道—』谷沢書房、一九八一年。㉓森本謝「あゝ拉孟守備隊」興隆會、一九八一年。㉔相良俊輔「菊と龍祖園栄光への戦い」、『光人社』一九七二年。㉕石井政「拉孟・騰越 玉碎の真相」、『雲龍會』一九五四年。㉖吉野孝公「騰越玉碎記」私家本、一九七九年。

*⑩の小説は、著者の中山さんが、第二師団の通信要員として行動中、メイミウの料亭において、ミチナから脱出に成功した慰安婦の方と偶然出合い、そこで聞いた話をもとに、再構成したものである。中山氏の電話インタビューによる(一九九九年六月一日)。

また、この小説は、高崎宗司氏が発見され、御寄贈いただいたものである。

1999 ワールドエイズデー スペシャル イベント

公開シンポジウム 女性と性と HIV

HIV と生きる女性たちが、はじめて公開で語り合います。
恋愛、性、仕事、子育て、家族そして「エイズ」。

日時	1999年12月1日(水) 13:30-16:00
場所	東京ウィメンズプラザホール (開場 13:00) (東京都渋谷区神宮前5-53-67、地下鉄表参道駅下車7分)

シンポジスト

コリーン・ペレス
(Colleen Perez)

アジア太平洋地域 HIV 感染者ネットワーク
女性代表、グアム在住。

北山翔子

厚生省エイズ対策指針検討小委員会委員。
医療関係専門職への講演、啓発活動も行う。

林 るり

ぷれいす東京ウィメンズプロジェクトでホーム
ページを担当。

共催 ぷれいす東京・(財)女性のためのアジア平和国民基金
問い合わせ先: ぷれいす東京 TEL (03) 3361-8964

注意してください。写真、ビデオの撮影は、かたくお断りいたします。



▶ あなたも今日から、
できることがあります。

妻や恋人を、殴ったことはありませんか。夫や恋人から殴られたことは、ありませんか。またそのような悩みを持つ家庭や友人が、身近にいませんか。「私には関係がない」と、目をそむけないでください。たとえあなたが一度も殴ったり、殴られたりしたことはなくても、言葉の暴力による精神的虐待を知らず知らずのうちに経験しているかもしれないのです。たとえば、「誰のおかげで食べられるんだ」という言葉を投げつけてしまったことはありませんか。投げつけられたことは、ありませんか。無視したことや、されたことはありませんか。「そんなものは夫婦喧嘩のひとコマに過ぎない」と、もし思っていたら、それは重大な誤りです。その意識が、暴力を家庭内に閉じ込めてきた社会構造そのもののなのです。これまで日本では、暴力にさらされた女性たちを個人の力で支えてきました。しかし今日では、広く社会全体で連携しながら支援する体制が求められています。世の中には暴力に苦しむ女性たちがいます。一緒に考えてください。家庭で、職場で、地域で、話し合ってください。あなたも今日から、できることがあります。夫やパートナーの暴力＝ドメスティックバイオレンス（DV）は、犯罪です。

妻や恋人への暴力は、
犯罪です。

殴るのでも、
どうして私を
殴るのか。

DVセミナー 「女性への暴力のない社会をめざして」

日時：平成11年11月4日（木）13時30分～16時00分

場所：東京国際フォーラムホールD（東京・有楽町）
〈交通のご案内〉

●JR線：有楽町駅より1分 ●地下鉄：有楽町駅より徒歩1分（地下1階コンコースにて連絡）

講演・パネルディスカッション 樋口由美子、前田照子、橋山寿子、有馬真喜子

参加費無料 主催：（財）女性のためのアジア平和国民基金

セミナー参加の
お問い合わせ・お申し込み

10/4（月）～11/2（火）

※土・日・祝日のぞく

13:00～18:00

03-5414-5850

※定員になりしだい締め切らせていただきます。

戦後補償実現！FAX速報 No.277 99.8.29.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可）■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆国連人権小委員会、性奴隷被害者の個人請求権確認の決議採択。日本政府の立場否定

8月26日ジュネーブで開催されていた国連人権小委員会（「人権促進保護小委員会」）は、昨年と今年のマクドゥーガル報告を受けて、武力紛争下の性暴力「組織的強姦、性奴隷、性奴隷類似慣行」についての決議（E/CN.4/Sub.2/1999/L.28）を賛成15、反対2、棄権5で採択した。17項目からなる決議は、マクドゥーガル特別報告官の研究に感謝を表し、軍隊の全行為に対して国家に賠償義務があると規定した1907年ハーグ条約を国際慣習法として承認し、権利および国家と個人の責任は平和協定・条約、恩赦などでは消滅しないことを確認し、国際刑事法の国内法導入のための立法や国際刑事裁判所の活用を促している。従来日本政府が主張してきた「サンフランシスコ平和条約などで解決済み」とする見解を否定するもので、国内の裁判などにも影響を与える画期的な内容。赤十字国際委員会、国連人権高等弁務官の協力と関与を求めているほか、この決議の内容を来春の次期国連人権委員会でも承認するよう要請している。なお、野中官房長官は27日記者会見で「（決議は）“慰安婦”問題に触れておらず、わが国になんらかの勧告を行ったものではない。今後“国民基金”が所期の目的を達成できるよう引き続き努力したい」と述べた。これに対し、韓国の被害者金順徳さん（79）は「日本は明らかに被害者が一人ずつ死ぬことによって問題解決を図っている」と批判し、フィリピンのネリア・サンチョさん（LILA PILIPINA 共同代表）は「国際社会は明確に日本政府が義務を負っていることを承知している」と述べた。（8/25・27毎日、27共同・NHK・Japan Times、28朝日、29AP・Japan Times、NLCジュネーブ発。）

*日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会は9月2日（木）19:00から今期国連人権小委員会の報告会を開く→催物案内欄参照

◆米カリフォルニア州議会で謝罪と補償を求める対日決議採択

米国カリフォルニア州議会で第2次大戦中の日本軍の戦争犯罪に対し日本政府の謝罪と補償を求める決議が23日下院で、24日上院で採択された。南京大虐殺、「慰安婦」、強制労働、米国人元捕虜・民間抑留者、細菌戦の米国人被害、グアム・マーシャルでの住民虐待など、第2次大戦中に日本軍が起こした戦争犯罪に明確な謝罪と被害者への早急な補償を求めたもので、米国大統領、連邦議会にも適切な行動を取るよう要請している。日系のマイク・ホンダ議員（民主党）らが提案したもので、一部日系・アジア系の反対を押し切って可決・採択された。ホンダ議員は日系人の強制収容被害者で、自らの体験をアジアの戦争被害者の気持ちに重ね合わせたという。今後他の州でも同趣旨の決議採択が広がる可能性もある。（8/24 Los Angeles Times・共同・NHK・朝日・夕刊、25毎日、読売・夕刊、26朝日、ICR LA発）

◆米カリフォルニアで米国人元捕虜らの日本企業提訴あいつぐ

7月に成立したカリフォルニア州の第2次大戦中の強制労働についての時効延長法（へ

イデン法、*本紙 274 号紹介) の成立を受けて、日本企業で労働させられていた米国人元捕虜が日本企業を訴えるケースがあいついでいる。11 日にレスター・テニーさん(79)が三井鉱山と三井物産を相手にロサンゼルス州上級裁判所に提訴(*本紙 275 号既報)したが、4 月に日本車両や昭和電工、日本鋼管など日本企業 10 社を相手に国際法と国内法を根拠にサンフランシスコ連邦地裁に訴えを起こしていたラルフ・レーベンさん(79、*本紙 263 号参照)も一旦訴えを取り下げ、相手を日本車両と同社の米国内の子会社にしばって州法のみを根拠に 6 日にロスの州上級裁判所に提訴、さらに 20 日には新日本製鉄を相手取って州上級裁判所に訴訟を起こした。20 日には、ジェームス・キングさんも同州上級裁判所に集団訴訟を起こしている。また近く NY でも日本企業相手の大規模な訴訟を準備中との情報もある。(8/17 朝日・夕刊、20 共同、22 朝日、23 共同、ICR LA 発)

◆在日韓国人元軍人・軍属への一時金支給立法化秒読み? 遺棄兵器処理予算 47 億円計上
国籍を理由に恩給や障害者年金の支給を受けていない在日韓国人元軍人軍属への補償問題で一時金支給のための立法を準備との報道が 7 月から何度も出ているが、8 月 23 日付朝日新聞、24 日付 Japan Times が再度同趣旨の記事を掲載。JT 紙は総理府の担当官の名前まで紹介している。9 月 10 日大阪高裁で鄭商根さん、10 月 15 日にも大阪高裁で姜富中さんの判決を控え、一方推進役の野中官房長官が近く行われる内閣改造で政府を去る可能性も高いため、いよいよ具体案が間近か? との推測が強まってきている。連立を組む公明党も積極的といわれ、来年度予算に計上する方向で打診・調整が進むものとみられる。なお、27 日総理府は 2000 年度予算の概算要求に中国に残された遺棄兵器処理予算の初年度分として 47 億 1400 万円を計上し、処理計画案を発表した。(8/28 毎日ほか)

◆ドイツ化学会社 IG ファルベンも強制労働被害者に補償基金設立

ナチス時代にユダヤ人虐殺用の毒ガスを製造していたことで知られるドイツの化学コンツェルン IG ファルベンの株主総会は 18 日第 2 次大戦中の強制労働被害者に対する 300 万マルク(約 1 億 8 千万円)の補償基金設立を決めた。戦後同社は連合国によってヘキスト、バイエル、BASF の 3 社に分割され、持ち株会社となり、1950 年代に清算手続きに入ったが、訴訟が続いて清算が遅れている。被害者らは同社の推定資産約 3 千万マルク全額を基金に提供するよう要求したが、同社管財人は 300 万マルク以上の余裕はないと強調。大戦中同社は最大 40 万人の強制労働者を抱え、内数千人が生存しているとみられる。(8/19 時事)

◆帰国したオランダ国会議長が戦争被害について言及

日本への公式訪問を終えて帰国したオランダ下院のジェレット・ファン・ニューエンフオーヴェン議長は 7 日地元紙のインタビューに答えて「戦争被害者に日本はもっとベターな扱いが可能はず。日本は過去の歴史を知っており、首相も何かしたいと言っていた」と述べた。議長は同日アムステルダムで開かれた「日本の占領」展にも出席した。(8/7DTG)

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働国連 NGO 連絡会：第 51 会期人権小委員会報告会

9 月 2 日(木) 19:00、星陵会館 C 会議室(永田町)、報告=前田朗、安原桂子ほか、会場費=500 円、主催=国連 NGO 連絡会 T03-3237-0217、F03-3237-0287

【裁判情報】●9 月 7 日(火)13:30 西松建設、広島地裁

【編集部より】8 月 25 日消印で切手 3200 円分(80 円×40 枚)を郵送下さった方がいますが、差出人の住所・氏名が記載されていませんでしたので、収納できません。お心当たりの方はご一報下さい。(連絡ない場合は、匿名でのカンパとして受付させていただきます。)

戦後補償実現！FAX速報 No.278 99.9.5.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆東京高裁、「対日民間法律扶助会」の賠償請求を棄却

韓国の「対日民間法律扶助会」（会長=池増杓弁護士）の弁護士12人や元「慰安婦」、強制連行被害者約360人が日本の植民地支配・戦時下の加害と不法行為に対して日本政府の公式謝罪と約100万円の損害賠償などを求めた訴訟（96年3月東京地裁で棄却）の控訴審判決が8月30日 東京高裁（河野信夫裁判長）で行われ、原告の請求が再び棄却された。1審では約105億円の賠償を求めたが、訴訟費用がかかり過ぎるので2審では請求額を大幅に減額し、昨年4月の関釜裁判下関判決も引用して国の立法不作為も追及したが、判決は「侵略を行った国家が被害者個々人に損害賠償の責任を負う旨の国際慣習法がない。カイロ、ポツダム宣言も国に韓国民への損害賠償を負わせていない。立法の要否・内容・立法の時期等は原則として立法府の裁量にゆだねられている」として原告側の主張を退けた。日本側弁護士に依頼しない本人訴訟で注目されたが、司法の壁を崩せなかった。（8/31各紙）

◆新潟・北海道で中国人強制労働被害者賠償求めて提訴

8月31日新潟地裁に戦時中に中国から強制連行され、その後広島で被爆した中国人の張文彬さん（78、中国湖南省在住）が日本政府と「新潟港運」（現リンコーコーポレーション＝本社新潟）を相手取って約2500万円の損害賠償と日中双方の新聞に謝罪広告の掲載を求める訴訟を起こした。張さんは河北省の中国共産党系の銀行で働いていたが、1944年4月日本軍に捕まり新潟に連行され、新潟港で石炭や木材の運搬などをさせられ、45年3月に抗日運動をしたとしてスパイ容疑で逮捕され、警察で拷問を受け、移送先の広島刑務所で被爆。戦後帰国したが、直腸がんを患い、白血球が減少するなどの原爆症に悩まされてきたという。張さんは93年5月に来日し、強制連行された中国人としては初めて被爆手帳を受けている。（8/31各紙夕刊、共同、時事、NHK）

9月1日には戦時中に日本に強制連行され北海道の炭坑などで強制労働させられた中国人の元労働者33人（内5人は故人）とその遺族合わせて50人が日本政府と三井鉱山（本社東京）、住友石炭鉱業（同）、新日本製鉄（同）、熊谷組（同）、地崎工業（札幌）の5社を相手取って総額約6億6千万円の損害賠償と謝罪広告を求める訴訟を札幌地裁に起こした。中国・山東省の王子安さん（72）や趙宗仁さん（69）らは「生き残った者には被害者の代表として謝罪と補償を求める権利がある。認められなければ正義はない」と語っている。弁護士団は「訴訟で世論を盛り上げれば立法による救済の道も開ける」（田中貴文弁護士）と期待している。（9/1毎日、共同、時事、NHK）

◆名古屋三菱・勤労挺身隊訴訟、口頭弁論始まる

3月1日に国と三菱重工を相手取って元女子勤労挺身隊員の韓国人女性5人が謝罪と補償を求めて名古屋地裁に提訴（本紙257号参照）した訴訟の第1回口頭弁論が9月1日名古屋地裁で行われ、原告の朴海玉さん（68）が涙ながらに意見陳述した。（9/1共同）

◆独ポーランド侵攻 60 年。両大統領国境の橋で握手し、独大統領記念式典に初めて出席

ナチス・ドイツのポーランド侵攻から 60 周年の 9 月 1 日ドイツのヨハネス・ラウ大統領はポーランド国境のオーデル川に架かる「平和の橋」を渡ってポーランドを訪れ、橋の真中で出迎えたポーランドのクワシニエフスキ大統領と握手し、60 年ぶりの和解をアピールした。両大統領はその後すぐに空路移動し、グダニスク海外で行われた記念式典に出席。独大統領として初めて式典に出席したラウ大統領は「間もなく終わる 20 世紀は戦争の世紀だった。来世紀の終わりにはすべてのヨーロッパ人が“21 世紀は平和の世紀だった”と言えるように共に歩んでいきたい」と演説した。クワシニエフスキ大統領は「我々はかつて敵同士だった。しかし、今では身近なパートナーであり、友人であると言えることを誇りに思う」と述べるとともに、600 万人の国民が大戦で犠牲になり、その半数はユダヤ人だったとホロコーストの被害にも言及し、「世界は決して忘れてはならない」とヘブライ語とドイツ語で語った。同日シュレーダー独首相は、首相府移転後初めてベルリンで記者会見し、「歴史を忘れたり、追いやったりしてはならない」と強調した。しかし、この日の創設をめざして交渉を進めてきたナチス強制労働被害者の補償のための企業共同基金は、個人給付の額や補償範囲をめぐる合意が成立せず、発足できなかった。(9/2 毎日・朝日夕刊)

◆米カリフォルニアから戦後補償要求の連携求めて弁護士らが来日

この夏の州議会で第 2 次大戦中の強制労働時効不適用法の成立(本紙 274 号参照)や対日戦争責任追及・謝罪補償決議採択(本紙 277 号参照)など活発な動きを見せた米カリフォルニア州からホロコースト被害者の訴訟を担当するバリー・フィッシャー弁護士(ロス在住)と中国系平和人権団体のイグナティウス・ディンさん(シスコ在住)が 9 月 1 日来日し、カリフォルニア州議会の時効不適用法とそれによる 3 件の日本企業相手の提訴、対日決議について記者会見などで説明。日本側の関係者と交流し、今後情報交換を重ね連携を深めることなどを確認し合った。旧ナチス同盟国の強制労働関係企業の時効不適用法の成立で日本企業相手の提訴が今後増えると思われる、日米の関係者の協力が求められている。(9/4 朝日、Japan Times)

◆インドネシア・ジョクジャの元「慰安婦」ら小渕首相に書簡送り、謝罪と補償を要求

インドネシアの元「慰安婦」1156 人を代理する法律扶助協会(LBH)ジョクジャカルタ支部は 8 月 17 日の独立記念日に小渕首相あての書簡を送り、被害者とインドネシア政府および国民への謝罪を要求するとともに、「国民基金」がインドネシア政府社会省と結んだ覚書の破棄と混乱を引き起こしている「国民基金」の即時解散を要求した。(ICR)

■＜案内＞全米放映したアイリス・チャン原作「ザ・レイブ・オブ・南京」ビデオ上映ほか

米国のケーブル TV のヒストリーチャンネルは 8 月 22 日夜全米でアイリス・チャン原作のドキュメンタリー「ザ・レイブ・オブ・南京」(44 分)を放映した。日曜夜のゴールデンタイムにショッキングな映像が放映され、再び話題を集めた。ビデオが 9 日(木)18:00-19:00 星陵会館 C 会議室で初公開される。(会場費=300 円、主催=「戦争犯罪と戦後補償を考える国際市民フォーラム」実行委員会 T03-3237-0217、F03-3237-0287) また、FNS ドキュメンタリー大賞を受賞した東海テレビ制作「長き時間の果てに一慰安婦問題は終わったか?」(東海テレビ 8/30 深夜放送)が再放送される。フジ TV で 8 日 26:20-27:15(9 日未明)放送。

【裁判情報】●9 月 7 日(火)13:10 中国人「慰安婦」(第 1 次)裁判、東京地裁 712 号

●9 月 10 日(金)13:00 鄭商根さん判決公判、大阪高裁 81 号

戦後補償実現！ F A X 速報 No. 279 99. 9. 12.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆大阪高裁鄭商根さん障害者年金請求を棄却。「憲法違反ではないが立法で最大の配慮を」

9月10日大阪高裁（井関正裕裁判長）は、戦争中に軍属として徴用され、負傷した在日韓国人の故鄭商根さん（96年逝去）が国籍条項を理由に国が障害者年金などを支払わないのは憲法違反として請求の却下処分取消と1千万円の国家賠償を求めた訴訟（1審95年10月棄却）の控訴審の判決で再び請求を棄却した。1審大阪地裁判決は「憲法14条違反の疑い」を指摘したのに対し、高裁は「違憲とまで解することはできない」としながら「原告の主張は人道的見地からうなずける」「今後の立法政策で最大限の配慮がされるべき」と国の措置を促した。済州島からかけつけた長男の鄭商鎮さんは悔しさをにじませて「もし逆に韓国が日本人を戦争に引っ張り出し、何の補償もしなかったらどうなるか、考えてほしい」と判決後の記者会見で語った。一方、野中官房長官は「現内閣で結論を得るのは厳しいが、可能な限り方向付けできるよう努力したい」と記者会見で語った。遺族は上告する方針。（9/11各紙・共同・時事・NHKから）

◆花岡事件、東京高裁が職権で和解を勧告。注目される鹿島側の対応

10日東京高裁（新村正人裁判長）は、戦争中秋田県大館市の花岡鉦山に強制連行された中国人が虐待に耐えかねて決起し、多数の犠牲者を出した「花岡事件」の生存者と遺族11人が雇用主だった鹿島（当時＝鹿島組）を相手取って1人当たり550万円、総額6050万円の損害賠償を求めた請求の控訴審（1審97年12月東京地裁棄却）で職権での和解を双方に勧告した。10月4日に第1回の和解協議が行われる。鹿島側は「和解の成否は協議内容のいかんによる」とのコメントを広報室が出したが、90年7月の被害者側と鹿島との共同声明以来9年、話し合い・裁判ともに難航し、溝が深まっていただけに、鹿島の対応が注目される。新美隆原告弁護団長は、裁判所の和解勧告を高く評価し、「原告だけでなく、強制連行された986人全員について解決をめざしたい」と語っている。（9/11各紙から）

◆韓国籍の強制労働被害者が日本企業を相手取って米ワシントン州連邦地裁に賠償請求

7日米国在住の韓国人男性で、戦争中に北九州の旧八幡製鉄（現新日本製鉄）や岡山の三菱重工地下工場で強制労働させられたジェシク・チョーさん（76）が新日本製鉄と三菱重工を相手にした集団訴訟をワシントン州の連邦地裁に起こした。チョーさんは1943年頃「いい仕事がある」と騙されて来日、八幡製鉄で奴隷労働をさせられた。逃げ出して一旦韓国に戻ったが、再び日本に連行され、敗戦まで岡山・広島三菱重工地下工場などで奴隷労働させられたという。訴えは強制労働を禁止したILO29号条約違反を根拠にしている。カリフォルニア州以外にも日本企業提訴の動きが広がったわけで、原告が韓国籍であることも注目される。14日にはニューヨーク、ニューメキシコなど6州に在住する退役軍人11人が日本企業5社を相手に大規模な集団訴訟を連邦地裁に起こすことをニューヨークで発表する予定で、原告と提訴は今後さらに広がる可能性が強い。（9/8、10共同・ICRIほか）

◆参院決算委員会で野中官房長官が「慰安婦賠償立法は憲法・条約上問題なし」と答弁
8日に開かれた参議院決算委員会で本岡昭次議員が約1時間にわたって「慰安婦」問題について集中質問を行った。「国民基金」の「償い事業」が被害者や関係団体、被害国の反対で行き詰まっている実態を指摘、執行できない事業に多額の政府補助金を毎年出して積み残している現状を批判し、「国民基金」でなく政府が責任を取り、立法によって補償を行うことを要求したが、野中官房長官は「3党合意」を踏まえて、政府として政策変更は考えていないと答弁、論議は平行線に終わった。しかし、賠償立法が憲法・条約違反になるとする俗説が一部官僚などの間にあることを糾した本岡議員の質問に対して、野中官房長官は「慰安婦」問題で新たな立法などの措置をとることは、これら(既存の)条約等が規定している問題ではなく、憲法上の問題もないと考える」と答弁した。立法運動の障害がひとつ取り除かれたわけで、今後の立法運動にはずみがつくことも予想される。

◆北朝鮮、建国記念中央大会で日本に戦後補償改めて要求

9日に建国51周年を迎えた朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)では、8日平壤で慶祝中央報告大会が開かれ、洪成南首相が報告の中で「日本の過去の犯罪行為」に対する「謝罪と補償」を要求した。金正日総書記は姿を見せなかった。(9/8PR・共同、9/9毎日)

■<案内>日本軍による中国女性への性暴力を明らかにする証言集会 in 神戸

9月19日(日)14:00、神戸学生青年センター・ホール、山西省訪問団報告＝神戸・南京をむすぶ会訪中団、講演＝石田米子、証言＝万愛花・高銀娥・趙存妮さん、参加費＝千円。
主催＝神戸・南京をむすぶ会 T078-851-2760、F075-821-5878

■<案内>「慰安婦」問題の早期解決を！第33回月例サイレント・デモ

9月22日(水)11:30(*15日が休日のため、今月のみ第4水曜。来月は10月20日第3水曜日)、参議院会館前、呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646、090-4384-1418、F03-3237-0287

■<案内>「戦争犯罪と戦後補償を考える国際市民フォーラム」プレ・フォーラム①

9月25日(土)18:00、シニアワーク東京5F第2セミナー室、「真実・謝罪・和解について」パネリスト＝荒井信一・李仁夏・劉彩品、会場費＝500円、主催＝国際市民フォーラム実行委員会、協賛＝戦後補償ネット T03-3237-0217、F03-3237-0287

【裁判情報】◆在日の元「慰安婦」宋神道さん判決は10月1日(金)11:30、東京地裁103号(傍聴集合は10:45、報告集会は18:30シニアワーク東京地下講堂)に決定。◆台湾元「慰安婦」訴訟の第1回公判は11月2日(火)13:30に決定。<今週・来週連日法廷が開かれます！>

●9月16日(木)10:30、山西省性暴力被害損害賠償請求訴訟第2回公判、東京地裁527号(原告意見陳述、報告集会：18:30、東京ウィメンズ・プラザ) ●9月17日(金)11:30、強制連行第1次(劉連仁)訴訟第14回公判、東京地裁623号報告集会弁護士会館1002号) ●9月17日(金)13:20、平頂山事件訴訟第10回公判、東京地裁709号(報告集会：弁護士会館1002号) ●9月20日(月)15:30、フィリピン元「慰安婦」訴訟控訴審第3回、東京高裁812号、(報告集会：16:00、弁護士会館1002号) ●9月21日(火)11:30、金成壽・国賠訴訟控訴審第5回公判、東京高裁810号 ●9月21日(火)13:30、台湾人BC級戦犯恩給不支給無効確認訴訟第3回公判、東京地裁 ●9月21日(火)13:30、日鉄大阪裁判第8回公判、大阪地裁201号 ●9月22日(水)13:30、731・南京・無差別爆撃訴訟・判決、東京地裁103号(傍聴集合：12:50、報告集会：昼弁護士会館1003号、夜18:30シニアワーク東京講堂)

戦後補償実現！FAX速報 No.280 99.9.23.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 同 ■E-mail: cftrtyo@aol.com

◆東京地裁、南京・731・無差別爆撃被害を認定、中国への謝罪を求める。個人請求は棄却

9月22日東京地裁（伊藤剛裁判長）は、第2次大戦中に南京大虐殺、731部隊による細菌戦、無差別爆撃の中国人被害者・遺族10人が日本政府に謝罪と個人への賠償を求めた訴訟に対する判決を下し、加害行為と被害を認定、戦後補償裁判では初めて国の真摯な謝罪を求めた。しかし、個人の賠償請求権についてはこれを全面的に否定し、請求を棄却しただけでなく、賠償請求は外交交渉によって一括処理されるもので、平和条約や共同声明の後に個人的に請求訴訟を起こすことは再度の紛争・戦争を招来する危険があり、有害とまで判断している。「人類全体の平和と正義のために市民法的レベルにおける正義は犠牲にされるべき」という見解で、原告の敬蘭芝さん（77歳、731部隊被害者遺族）や高熊飛さん（60、爆撃被害者）らは強く反発、直ちに控訴を決めた。記者会見や報告集会で敬さん母子や高さんは強く抗議し、「裁判官は国際法を知らない小心者。真理と正義を広めるために闘い続ける」（高さん）と宣言した。野中官房長官は、同日の記者会見で「政府の主張が一応認められた。しかし、過去の多くの国々に対する犠牲と損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受け止め、戦争を繰り返さない平和国家として歩んでいく決意」を述べ、「南京で、非戦闘員の殺害、略奪行為があったことは否定できない事実」と語った。（9/23各紙から）

なお、原告の1人李秀英さん（80、南京被害者）は、松村俊夫著『南京虐殺』への大疑問（展転社）で「自分が被害者ではないように名指され、名誉を傷つけられた」として、著者と出版社に1200万円の損害賠償と謝罪広告の掲載を求める裁判を17日東京地裁に起こした。（9/17朝日）

◆米国で日本企業相手の提訴続く。原告500人の大型集団訴訟、物故者の夫人の提訴も

14日米国ニューメキシコ州のアルバカーキ連邦地裁に第2次大戦中に日本軍の捕虜となり、日本企業の工場などで過酷な労働をさせられた元米兵11人が日本企業5社を相手取って謝罪と賠償を求める訴訟を起こした。原告はバージニア州在住のエドワード・ジャックフェートさんらカリフォルニア、ニューヨークなどに住む77歳から83歳までの11人で、訴えられたのは三井物産、米国三菱商事、新日本製鉄、川崎重工、昭和電工。弁護士とともに14日ニューヨークで記者会見した原告代表らは、被害者500人を代表する強制労働では最大規模の集団訴訟になると説明した。

また同日カリフォルニア州では、オレンジ州のサンタ・アナ州上級裁判所に3人の米人元捕虜が三菱商事、三菱マテリアルと両社の現地法人を相手に提訴した。訴えたのはジョージ・コブさん（79）さんらで、フィリピン戦線で捕虜になり、三菱の銅鉱山で過酷な労働を強いられ、暴行も受けたという。さらに同日カリフォルニア州ロサンゼルス郡中央地区州上級裁判所にすでに死亡した元捕虜の夫人らが三井物産、三井鉱山と両社の現地法人を相手に損害賠償を求める集団訴訟を起こした。相続人の提訴は初めて。日本企業相手の強制

労働賠償要求訴訟は全米で7件となった。なお、ニュージャージー州のニューアーク連邦地裁はユダヤ人強制労働被害者によるシーメンスなどドイツ企業2社に対する損害賠償の請求を、2国間の条約が訴訟に優先するとして13日訴えを却下した。(9/16各紙)

なお、カリフォルニア州の動きなどについては「法学セミナー」(10月号、日本評論社)連載の戸塚悦朗氏の論考「これからの日本と国際人権法」に詳しい。また「SAPIO」10/13号も「対日賠償要求包囲網」と題する特集を組み、米国での戦争責任追及への反発と警戒を露にしている。

◆米ファインシュタイン上院議員が日本の戦犯記録の調査を開始

米次期副大統領の有力候補ファインシュタイン米上院議員(カリフォルニア州選出、民主党)の事務所は21日、同議員が日本の戦争中の残虐行為に関する米政府所蔵の記録の調査を開始したと発表した。調査対象は731部隊など細菌戦・化学兵器開発、捕虜に対する強制労働、南京虐殺などの戦争犯罪で、国防総省などの政府機関に資料提出を求めた。(9/21共同)

◆イスラエル首相戦後補償の早期解決を呼びかけ、シュレーダー独首相も補償約束

21日ドイツ政府ベルリン移転後に初めての国賓としてベルリンを訪れたイスラエルのバラク首相は、シュレーダー独首相との会談後の共同記者会見で、ホロコーストの補償問題に関し、「戦後50年以上たち被害者の高齢化が進み、一刻も早い解決が必要」と強調。シュレーダー独首相も「正当な要求に対しては法的にも道徳的にも満足できるよう補償する」と述べた。独首相が「法的」責任に言及するのはきわめてまれ。なお、9月1日発足をめざしていた独企業16社出資の補償基金は、17億ドルを主張する独企業側と200億ドルを主張する被害者側の金額が折り合わず、発足できないでいる。(9/22NHK、9/16朝日)

■＜案内＞「恨の碑」除幕式報告会

9月26日(日)13:00、シニアワーク東京5Fセミナー室、ビデオ上映、除幕式報告、「月桃の花歌舞団」ほか。主催＝恨之碑建立をすすめる会ほか T090-2466-5184

■＜案内＞日本の若者に伝えたいー加害者にならないためにー

9月26日(日)13:30、文京シビックセンター4F シルバーホール、記念講演「731部隊とは何か」松村高夫(慶応大教授)、証言＝敬蘭芝(731部隊被害者)、湯浅謙(中国帰還者連絡会)、参加費＝千円、高校生以下500円。主催＝日中戦争を考える青年交流会 T0424-74-2465

(案内)【緊急シンポジウム】戦後補償・日韓の課題と解決をめざして

——被害者が生きているうちに補償の実現を！——

■10月2日(土)18:00、シニアワーク東京・地下講堂(飯田橋、T03-5211-2307)

■パネリスト＝金敬得(弁護士)、土屋公献(弁護士)、崔鳳泰(韓国・民主社会のための弁護士の会)、張完翼(同)、広瀬善男(明治学院大学名誉教授、国際法)、発言＝金鍾大(韓国太平洋戦争犠牲者遺族会代表)、梁美康(韓国挺身隊問題対策協議会総務)、李炳柱(韓国シベリア崩風会会長)

■参加費＝千円 ■主催＝戦後補償の実現を！日韓市民連帯共同委員会

■共催＝戦後補償ネットほか T03-3237-0217、F03-3237-0287

【裁判情報】●9月24日(金)11:00、強制連行長野訴訟第5回公判、長野地裁●9月27日(月)14:00、イギリス等連合国 POW 訴訟控訴審第1回公判、東京高裁 815号●10月1日(金)11:30、在日の元「慰安婦」宋神道さん判決公判、東京地裁 103号(傍聴集合 10:45、報告集会 18:30、シニアワーク東京講堂)●10月1日(金)10:30 三菱長崎金順吉さん判決公判、福岡高裁(事前集会 10:00、報告集会 10:45、弁護士会館)

戦後補償実現！FAX速報 No.281 99.10.11.

編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円（切手可）■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆東京地裁、在日韓国人元「慰安婦」宋神道さんの請求棄却、個人補償請求権認めず

10月1日東京地裁（成田喜達裁判長）は、在日韓国人元「慰安婦」宋神道さん（ツ・シド、76）が国に謝罪と1億2千万円の補償を求めた請求を棄却した。被害事実については「言語に尽くしきれない苦痛と悲慘さを伴ったと推測され」と述べて認めたものの、「国家が被害者個人に損害請求賠償した事例はなく、このような国際慣習法は成立していなかった」「国会議員の立法不作為が違法とされるのは、例外的な場合に限られる」とし、国の補償立法義務も否定し、立法不作為をただした98年4月の山口地裁下関支部の判断とは異なる結果となった。宋さんは1938年朝鮮の忠清南道から武昌などの中国各地の軍慰安所で16歳から23歳までの7年間日本兵の相手をさせられた。93年4月の提訴で、元「慰安婦」への判決は4件目。宋さんは判決後の記者会見で「謝罪も反省もない。何のために戦争に巻き込まれたか分からない」と怒りで涙をぬぐったが、直ちに高裁に控訴することを決め、報告集会などでも元気に決意を表明した。（10/1各紙夕刊、10/2朝日から）

◆三菱長崎・故金順吉さんの補償請求訴訟、控訴審福岡高裁も請求棄却

戦争中に強制連行され、三菱重工業長崎造船所で被爆した韓国人元徴用工金順吉さん（キム・スギル、昨年75歳で逝去）の遺志を引き継ぎ、新たに二男の金鍾文さん（49）が原告となって国と三菱に約1千万円の補償を求めていた訴訟の控訴審判決が1日福岡高裁（川本隆裁判長）で出され、原告の控訴を棄却した。判決は、強制連行や強制労働は「当時の国民徴用令で認められた範囲を超え、違法」とし、当時の三菱重工の関与も推認できるとしながら、「旧憲法下での公務員の権力行使による損害について、国は賠償責任を負わない。当時の三菱重工は戦後解散しており、現在の会社は債務を引き継いでいない」と判断した。原告は最高裁に上訴する方針。（10/1各紙夕刊）

◆米下院に捕虜虐待・細菌戦被害に関する対日謝罪要求決議提案

9月24日米下院にローバッカー議員（共和党）、リビンスキー議員（民主党）が第2次大戦中に日本によって犯された戦争犯罪に関して日本政府に対して「明快であいまいなところのない謝罪」と米政府に対してムクデンで行われた捕虜に対する日本軍の全実録記録を公開するよう求めた決議を提出した。日本軍に捕えられた元捕虜・民間抑留者、細菌戦被害者に焦点を絞ったものだが、ドイツの戦後補償、米国の日系人収容者への謝罪などと対照させて、拒否を貫く日本の対応を厳しく批判している。上院のファインシュタイン議員の調査（本紙前号参照）と合わせて米議会で急速に問題化する可能性がある。（ICR）

◆カリフォルニアでも韓国系強制労働被害者が日本企業を提訴

10月4日米国カリフォルニア州のロサンゼルス州地裁に韓国系米国人ジェウォン・チョンさん（77）が1944年1月から45年8月まで小野田セメント（現太平洋セメント）で強制労働させられたとして、賃金未払いと暴行被害などに対する損害賠償請求を起こした。今

年7月の時効不適用法の成立を受けた動きで、集団訴訟の形をとっている。(10/8 共同)

◆ロンドン治安裁判所ピノチェト・チリ元大統領のスペインへの引渡し決定

ロンドン治安裁判所は8日ピノチェト・チリ元大統領をスペインに引き渡すことを可とする決定を出した。チリ政府は8日「人道的理由で釈放するよう期待する」との談話を発表、元大統領の支持者らは抗議声明を発表した。(10/9 各紙)

◆ドイツ企業補償基金交渉決裂へ。企業側は総額33億ドル提示

第2次世界大戦中にドイツ企業で強制労働に従事させられたユダヤ人らがドイツの企業、政府に賠償金を求めている交渉で、ドイツ側は7日「最終額」として総額33億ドル(約3531億円)の支払いを提案した。これに対し、被害者団体代表は記者会見で、200億ドル以上の賠償金が必要だとして拒否、法廷闘争を進めると表明した。次期交渉は11月中旬にボンで開催の予定だが、大幅な上積みがなければ訴訟に持ち込まれる可能性が大きい。被害者団体は「ホロコーストの生存者の苦しみを理解していないと反発しているが、企業側は当時の政権の政策に従う以外に選択肢がなかったことや、その後の合併などで今は過去の歴史と関係が薄い企業も多いことを挙げ、賠償金集めの難しさを指摘している。米国内では、強制労働の生存者らがドイツ企業を相手に補償を求める集団訴訟を起こしており、水面下の和解交渉の中で原告側は300億ドルの支払いを求めている。(10/5、8共同)

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を！第34回サイレント・デモ

10月20日(水) 11:30、参議院議員会館前、呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646, F03-3237-0287

■＜案内＞日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会10月例会

10月21日(木) 19:00、星陵会館 3F 和室 B、会場費＝500円、主催＝国連NGO連絡会 T03-3237-0217, 03-3237-0287

■＜案内＞陳林桃さん、周喜香さんの証言集会

10月27日(水) 18:30、シニアワーク東京地下講堂、主催＝中国人「慰安婦」裁判を支援する会 T03-3237-0217, 03-3237-0287

■＜案内＞世紀末日本の戦争と平和・戦争協力を拒否するために

10月29日(金) 18:30、シニアワーク東京地下講堂、憲法状況・天皇在位10年・日の丸・君が代・教科書攻撃・戦後補償運動の現状と課題、主催＝10・29シンポジウム実行委員会 0426-44-3140

■＜案内＞戦争犯罪と戦後補償を考える国際市民フォーラム・プレフォーラム②

10月30日(土) 18:00、シニアワーク東京 5F 第2セミナー室、「ヒロシマ・ナガサキと戦後補償」、パネリスト＝中島竜美(在韓被爆者問題市民会議)、本田雅和(朝日新聞記者)、吉田義久(相模女子大教授)、会場費＝500円、主催＝国際市民フォーラム実行委員会 T03-3237-0217, F03-3237-0287

【裁判情報】●10月15日(金)13:15 姜富中さん判決公判、大阪高裁大法廷。●10月21日(木)10:30、遺棄毒ガス・砲弾被害事件第2次訴訟第5回公判、東京地裁 709号。●10月22日(金)台湾人BC級戦犯国家賠償請求、宮崎地裁。●10月26日(火)13:30、中国人「慰安婦」裁判、東京地裁 103号。●10月27日(水)10:00、日鉄釜石裁判第11回公判、東京地裁 710号。●10月27日(水) 13:30 名古屋三菱、名古屋地裁 1号大法廷